

「18世紀オスマン朝社会における文書の権威
——ハットウ・ヒュマーユーン(宸筆)を中心として——」
高松洋一氏(本学COEポスト・ドクター研究員)

本研究会においては、18世紀オスマン朝社会における文書のうち、特にハットウ・ヒュマーユーン(hatt-ı hümayun 宸筆)の権威の問題を中心として報告された。

まず、オスマン朝のアーカイブズの特徴と研究状況として、オスマン朝においては官僚制と文書主義が徹底されており、イスタンブールの総理府オスマン文書館には膨大な公文書が伝存していること、しかし、その研究は様式論が中心となっており、機能論に遅れが見られるため、個々の文書様式が担った機能を分析する必要性があること、が指摘された。

次に、ハットウ・ヒュマーユーンの紹介として、これはハットウ・シェリーフ「聖なる筆跡」とも称され、パーディシャー(padişah 君主)みずからがペンをとって記した文書(文言)であるため、いかなる内容であれパーディシャーの命令と見なされたこと、その筆跡は、日付のない文書の年代特定の証拠となること、が説明された。また、ハットウ・ヒュマーユーンについて、①白紙に作成されたもの(beyaz üzerine hatt-ı hümayun)、②大宰相(sadrazam)の上奏書(telhis)など文書の上部余白に記された返答、③勅令あるいは勅許状の上部余白に記された常套句(“mucebince amel oluna”)、の3つのタイプに分けたうえで、それだけで完結して効力のある文書であるはずの勅令や勅許状にハットウ・ヒュマーユーンが記されなければならなかった要因について、具体的に考察された。つまり、パーディシャーの名における名宛人への命令である勅令(emr-i şerif)、およびパーディシャーの名における名宛人への特権付与である勅許状(berat)は、形態的には酷似しており、いずれもパーディシャーの文書であることを示す様式の構成要件、すなわちトゥーラ(花押)、パーディシャー自身が1人称で2人称の名宛人に呼びかける本文の文体、書き止めの文言としての独特の戒告を満たしているが、実際は官僚組織のルーティンワークの産物(大宰相府の御前会議局において起草)であったため、パーディシャーの書状であるという虚構が生じていたことが指摘された。さらに、上奏書(telhis)や書簡(mektub)、勅令草稿(müsvedde)や勅令草稿の副本(suret)、枢機勅令簿(mühimme defteri)といった他の様式の文書テキストに見られるハットウ・ヒュマーユーンへの言及の例を挙げ、地方行政官などがパーディシャーの直筆入り勅令の発行を要求し、大宰相府で認可されれば、大宰相府が上奏してパーディシャーに勅令の料紙に記入してもらっていたこと、ただし、全ての勅令に必ずしもハットウ・ヒュマーユーンが記入されたわけではなく、命令遂行の催促(te'kid)のため再発行される勅令や、慣習化されたもの(メッカ、メディナの法官の俸給など)に記入されているという特徴が見られることが指摘された。

また、ハットウ・ヒュマーユーンの保存と伝来として、ハットウ・ヒュマーユーン部分を切り取った文書が存在していることを指摘し、添付文書にされた報告書は部局間で回覧、文書処理に利用されるため、みだりにパーディシャーの宸筆が記された文書が人びとの手に渡ることは避けられたであろうことが考察された。

最後に、結論として以下が指摘された。①ハットウ・ヒュマーユーンが、パーディシャーの直筆であることにより一種の聖性をもった。②勅令の発行を要求する者は、ハットウ・ヒュマーユーンが書き加えられることによって、文書のもつ権威を高めようとした。逆に、通常の勅令には十分な権威を認めなかった(パーディシャーの書状としての虚構性)。③ただし、ハットウ・ヒュマーユーンによって勅

令や勅許状のもつ具体的効力や本文テキストに変化があるわけではなく、あくまで権威の問題であった。

④ハットウ・ヒュマーユーンが記入された勅令であることが、命令の遂行を保証したわけではない。

以上の報告後、中国や日本などにおける上奏文の伝達システムとの比較や、「奉書」システムに関する質問が出される等、多くの質疑応答が行われ、活発な議論が交わされた。